加須市議会基本条例に係る事業評価実施要領

本要領は、加須市議会基本条例第32条第1項の規定に基づき、議会改革の継続的な取組を進めるに当たり、本条例に基づく活動について、隔年でその事業評価を行うため、その評価方法及び評価結果の公表方法を定めるものとする。

1 事業評価の方法等について

(1) 評価体制

議員(会派)ごとに事業を評価し、議会運営委員会が評価結果をとりまとめる。

(2) 評価の進め方

- ① 前文及び全33条について、1条ずつ評価を行うものとする。
- ② 評価の段階は、A、B、Cの3段階で評価するものとする。
- ③ 評価に際しては、その評価の内容や理由等を記載するものとする。
- ④ 評価については、別添の事業評価結果表により行うこととする。
- ⑤ コロナの影響により、やむを得ず事業を実施して至らなかったものについては、 評価の対象外とし、その旨を明記する。

【評価の段階】

A:達 成 ・・・ 当該条項は概ね (8割程度) その目的を達成した。 B:一部達成 ・・・ 当該条項は一部 (5割程度) その目的を達成した。 C:未達成 ・・・ 当該条項は、目的を達成できなかった。 (3割以下)

一:対象外・・・・ 当該条項は、検証の対象外とする。

2 事業評価結果の公表について

本委員会における事業評価の結果については、市のホームページや市議会だより等に掲載し、広く市民に周知を図るものとする。

なお、必要に応じて、議会報告会等を活用し、直接市民の意見を聞くものとする。

3 その他

事業評価の結果報告については、議長に対しては、事業評価報告書を提出することと し、議員に対しては、全員協議会等の場で報告するものとする。